

日EU協定・日英協定に基づく情報提供要請

(輸出者自己申告により輸入した貨物に対する事後確認について)

「事後確認」とは、経済連携協定又は一般特惠関税制度の下で、特惠税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいいます。

◆ 輸出者自己申告の取扱い

日EU協定及び日英協定における輸出者自己申告では、輸出者（生産者）は作成した原産品申告書及び提供する情報の正確性について責任を負うこととなっています。輸入者は輸入申告の際に、提供することができる範囲において税関に説明（資料）を提供することとなっており、提供できない場合には、NACCSに提供できない旨特定のコードを入力する取扱いとなっています。

◆ 事後確認の方法

税関から質問書を送付し、輸入者において確認対象貨物の原産性を明らかにすることができるか否か確認を行います。日EU協定及び日英協定では、最初に輸入者に対して情報提供要請を行う旨規定されていることから、輸出者自己申告であっても輸入者に質問書を送付しております。

① 輸入者において原産性を明らかにすることができない場合

→ 回答書にてその旨ご回答ください。原産性の確認については、輸出国税関を通じ、輸出者（生産者）に対して実施されます（輸出国側での事後確認）。

② 輸入者において追加的に資料を入手可能である場合

→ 質問書には確認の対象となる貨物及び確認内容が記載されています。当該貨物が原産品であるか否かを確認するために、質問の回答と併せて回答の根拠となる資料を提出いただくことになります。

原産品であることの根拠資料として、確認の対象となる貨物の生産に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表等の資料を提出いただく必要があります。

また、原産性を確認するため、当該貨物の品目別規則等に応じて、当該貨物の材料の生産者・製造者まで遡って、製造工程や材料一覧等の詳細な根拠資料を提出いただく可能性があることにご留意ください。

なお、提出いただいた資料が不十分であった場合には、輸出国税関を通じ、輸出国側での事後確認が実施されます。

◆ 事後確認の結果

回答により、税関が原産品であることを確認できた場合には特惠関税の適用が是認されます。一方、輸出国側が期限内に回答をしない場合や不十分な情報の提供しかされなかった場合には、特惠税率の適用が否認されることがあります。特惠税率の適用が否認される場合には、事案の内容に応じ、不足税額に加えて過少申告加算税等が課されることがありますのでご注意ください。

なお、輸出国側からの回答を輸入者に提示することはできませんのでご了承ください。

日EU協定及び日英協定(輸出者自己申告)の事後確認に係るお問い合わせは、各税関の原産地調査官までお問合せください。

お問合せ先
はこちら



税関
Japan
Customs